

平成24年度第1回

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成24年5月15日（火）

午前10時～

場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

出席者：（委員） 内山忠明 木元武一 諸岡健至 宮崎文雄 宮内秀一  
中山泰一 平本喜祿

（事務局） 企画政策部長 渡部敏明 企画政策部広報課長 石嶋大介  
広報課行政情報担当主査 阿部英幸

欠席者：（委員） 前田俊房

## 1 開会

○広報課長 それでは、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

委員の皆様のお出席状況でございますが、前田副会長が欠席というご連絡が来ております。木元委員は、遅れて出席の予定ですが、他の委員の皆様は出席でございます。

本日の審議会は、審議会条例第7条1項に規定する定足数を満たしており、有効に成立しておりますので、ご報告いたします。

本日は、文京区情報公開条例及び文京区個人情報保護条例に基づいて、各制度の実施状況について、ご報告をさせていただきます。

## 2 企画政策部長あいさつ

○広報課長 それでは、初めに渡部企画政策部長からごあいさつをさせていただきます。

○企画政策部長 どうもおはようございます。お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。今年度もどうぞよろしく願いいたします。

本区の情報公開制度、個人情報保護制度、比較的安定的に運用されているのかなというふうには思っているんですが、年度が改まったということもありまして、先日この情報公開制度の運用に当たっては条例の規定、それから趣旨というものを十分踏まえて、遵守して制度を運用するように庁内での周知を図ったところでございます。今後も折を見て注意喚起をしてまいりたいというふうに考えてございます。委員の皆様におかれましても、制度に対してさまざまなご意見をいただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

○広報課長 それでは、情報公開制度等に係る定例報告に入らせていただきます。進行を内山会長にお願いいたします。

### 3 議事

#### (1) 定例報告（平成23年度制度運用状況）

○内山会長 それでは、平成24年度第1回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催いたします。

本日の議事はお手元の次第でございますように、定例報告を受けるということでございます。

それでは、このことについて広報課長さんからご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○広報課長 それでは、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る定例報告をさせていただきます。失礼しますが、座ってご報告をさせていただきます。

まず、説明の前にお手元の資料についてご確認をお願いします。資料はあらかじめ郵送させていただいておりますが、資料第1号から資料第11号まででございます。よろしいでしょうか。

それでは、資料第1号から順にご説明申し上げます。

第1号は1-1と、1-2の2つからなっておりますが、平成23年度の行政情報の公開請求件数を取りまとめたもので、1-1号につきましては所管別に請求件数を整理したものです。1-2号につきましては詳しい請求内容でございます。平成23年度は総件数で332件の公開請求がございました。そのうち即日公開は250件で、75.3%となっております。

ご参考までに、ここ3カ年の請求件数の推移をご紹介しますと、平成21年度は281件、平成22年度は249件、そして昨年度、平成23年度は332件でございました。22年度と比較して件数にして83件の増となっております。

特徴的なことを申し上げますと、資料1-2をごらんいただきたいと思います。資料1-2の10ページ、請求番号23071、23072、また、23077、23078など、順天堂大学病院の再整備に係る公開請求が全部で42件となっております。また、6ページ、番号が23042、23045などは小石川植物園周辺道路整備に係る公開請求が全部で19件となっております。例年に比べて、こういった個別案件での件数が多くなっております。そのほかにも建築紛争関係の公開請求が例年より増えており、全体の件数を押し上げております。

続きまして、資料第2号でございます。資料第2号は、個人情報の開示等の請求件数を取り

まとめたものです。資料第1号と同じ、2-1につきましては所管別に件数を整理したもの、2-2号につきましてはその請求内容の詳細でございます。こちらにつきましては、過去3年間の個人情報の開示請求の請求件数を紹介いたしますと、21年度につきましては40件、22年度につきましては58件、そして昨年度、平成23年度が54件でございます。

資料2-2号をごらんいただきますと明らかでございますが、例年のとおり、戸籍住民課の所管、住民票の写し、印鑑証明等の交付請求書等の開示請求が大きな割合を占めております。

続きまして、資料第3号をお開きください。資料第3号は情報公開条例で、公表が義務づけられております、あるいは努力義務となっているものでありますが、これは条例に基づきまして行政情報センターにおいて公表したリストでございます。

まず、条例第22条に基づく公表資料でございますが、区の基本計画、各分野の個別計画、附属機関の報告書、議事録、主要事業進行状況など、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる情報につきまして、その公表が義務づけられております。

また、次のページをめくってください。条例第23条で情報提供が努力義務とされている資料でございます。統計資料や調査報告、事業概要などがこれに当たります。

なお、当区におきましては条例の規定にかかわらず、行政情報センターや区のホームページ等におきまして情報提供に努めているところでございます。

続きまして、資料第4号をお開きください。資料第4号から資料第9号まででございますが、こちらにつきましては個人情報保護制度に係る報告でございます。

資料第4号は、個人情報業務登録の登録状況でございます。個人情報登録件数は489件、昨年より若干増加しています。また、個人情報ファイルは99件の登録でございました。新規登録業務、また廃止業務につきましては、次ページをおめくりください。新規業務登録が19件、それからもう1枚おめくりいただきますと、廃止業務が4件となっております。以上が新規と廃止業務の一覧でございます。

続きまして、資料第5号でございます。資料第5号は、個人情報を取り扱う業務を外部委託したものの一覧でございます。個人情報取り扱い業務の透明性を確保する趣旨から、審議会に報告することとされております。データ処理、通知書等の大量交付、専門的業務の共同処理などで業務委託されております。

続きまして、資料第6号でございます。資料第6号は、指定管理者制度の適用施設の一覧でございます。文京区では地方自治法の改正を受けて、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしておりますが、こちらの施設が指定管理者によって運営されております。

続きまして、資料第7号でございます。資料第7号は、個人情報をも目的外利用した業務の一覧でございます。目的外利用につきましては、法令に定める場合や、当審議会のご意見を伺って目的外利用が認められたものにつきまして、区内部で個人情報本来の目的以外の業務に利用しているものであります。税の情報や福祉・年金関係の情報を、福祉・介護・医療関係業務に利用していることを示しております。

なお、利用日欄に通年とございますのは、年間を通じて同一業務で恒常的に利用があるものとなっております。

続きまして、資料第8号をごらんください。資料第8号につきましては、個人情報の外部提供した案件の一覧でございます。外部提供につきましては、区の機関以外に個人情報を提供したものであります。税情報や食品衛生監視業務等に係る個人情報を他の官公庁に提供しております。

なお、外部提供の根拠につきましては、資料第8号の根拠欄に審議会（事前一括承認）とあるものが大部分を占めておりますが、こちらにつきましては、審議会一括承認事項の中で、個人情報の提供を受ける側の根拠法令に調査・照会ができる規定がある場合で、提供の可否につきましては、区側で一定の判断をした上で提供することができるとされたものに該当するものであります。

続きまして、資料第9号をごらんください。資料第9号につきましては、外部結合した業務の報告であります。外部結合とは、実施機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線を結合して個人情報を提供する場合をいいます。文京区におきましては、平成14年以来、住民基本台帳ネットワークが該当しますが、もう1枚おめくりいただいて、平成22年度よりマルチペイメントネットワークを利用した住民税、軽自動車税の収納が開始されましたので、その状況をお伝えするものであります。

以上、資料第4号から第9号までが個人情報保護制度に係る報告案件でございます。

次に、資料第10号をごらんください。資料第10号は昨年度の当審議会及び審査会の開催状況でございます。審議会につきましては、資料にございますように昨年度4回開催いたしました。諮問案件1件のほか、報告案件、定例報告を行っております。一方、審査会でございますが、審査会も1回開催しておりますが、新規の救済申出につきましては5件ございました。事案の概要と審査結果はこの資料にあるとおりでございます。

なお、この審査会で、情報公開制度事務要領の57ページ下段に掲載した囲み記事につきましては、記述が適切ではなく、修正など適切な対応を図るべきとの審査結果が出されましたので、

削除することとしたものでございます。

最後に、資料第11号でございます。資料第11号は取消訴訟についてであります。本案件は、審議会の開催時に随時報告したところですが、平成22年7月22日に東京地裁に取消訴訟が提起されてから、控訴提起、上告提起を経て、昨年11月10日に最高裁が上告棄却（不受理）の決定をしたものでございます。

以上が事務局からの定例報告でございます。

○内山会長 ありがとうございます。報告は以上のとおりでございます。こののちはこのことについてご質問等があればいただきたいと存じます。

○中山委員 よろしいですか。教えてください。

○内山会長 お願いします。

○中山委員 まず全般的な話で、今、課長さんから昨年度は公開請求件数が増えたということで、個別案件が増えたということだったんですが、全体的な流れとして、何かまちづくりの問題が増えたというぐらいの、つまり都市計画部とかに関するものが増えたと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○広報課長 例年、食品衛生関係とか、あるいは指定管理者の関係、プロポーザルの関係というのは、ある一定の件数、例年どおりの件数、同じぐらいの傾向を示しています。今、中山委員もおっしゃいました個別案件のものは、順天堂大学病院再整備関係などが該当すると考えています。その内容は、まちづくり、都市計画部の関係ということです。

○中山委員 わかりました。私が昔ここで報告を受けたときに、ちょっと申し上げにくいですが、元町公園が廃止されるというときと、それから新大塚公園が廃止されるときにも、やはりすごく件数が増えた。もちろん、行政庁のお考えと、もうちょっと違う案があるんじゃないかということを考える方との間でギャップが起きるのはそうだと思うんですが、件数が増える背景には、すみません、言いつ放しでいいんですが、多分、行政庁側からの情報の提供が少し円滑でないようなときに、多分増えているような場合もあるのかなと思いましたので、積極的に情報の提供をして、疑義を持たれる方々との間で情報の共有を図る。そのどちらにしても情報の共有を図ることは非常に重要で、そのことが多分情報公開制度に求められていることかなと思った。それは感想です。

ちょっと個別のことでお聞きしたいんですが、どちらからお聞きしようかな。一つは、23180の未処理というのがあるんですが、これは以前、私たちの審議会で非常に件数多くて、一気に写しの交付ができないから、段階的に分けてということをおっしゃっていた件でよろし

いですか。

○広報課長 そのとおりであります。

○中山委員 それでもう一個、23160に未処理というのがあるんですが、これは、やはり何か膨大な量があるんでしょうかというのが一つです。それから、もう一個お聞きしておきたいのは、23035で、これが不存在と書かれていて、備考欄に「教育指導課が報告書案を作成し、教育長が決定したため」と書いてあるんですが、教育長が決定したのであれば、教育長の文書があるのかなとも思ったりしたので、なぜ不存在だったんだろうと思いました。その2件についてももしよろしければ教えていただけますか。

○内山会長 年間の膨大な資料の中のことを聞いていますから、直ちにお答えできるかどうかとも問題ですけれども。

○中山委員 ただ、少なくとも未処理のものに関しては。

○広報課長 23160につきましては、請求者の方と全然連絡がとれなくなってしまいまして、これは本当にうちのほうは準備ができているんだけど、実質的に本人のもとに決定通知書が届いていないということです。

○中山委員 ああ、わかりました。ということは、公開の決定はされているけれども、決定通知書が先方に届いていないということ。

○広報課長 そうですね。

○中山委員 わかりました。もう一個のほうはわからないんですね。

○広報課長 確認します。

○中山委員 わかりました。いいです。私の考えるコメントなんですが、不存在と言われてしまうと、もう公開請求者はどうにもしようがなくて、たとえ本人が望んでいたものというか、予測していたものと違う情報であっても、情報が公開されることに意味があって、ここに限らないんですが、今ぱっと言ったのはここだけなんですが、できれば不存在と言わないで、どのような情報を公開請求者が求めているのかということを確認された上で、できるだけ何か応答できるようにしていただきたい。ただそのコメントだけです。

○広報課長 この23035につきましては、件名のところに会議日程、検証メンバーの公開、議事録ということになって、その辺の請求の内容なんですけれども、備考欄に「教育指導課が報告書を作成し、教育長が決定したため」、要は、該当する部課が報告書案をつくって、それを教育長が決定したというプロセスを踏んでいるので、そういったそれに要する会議等の会はなかったということだと思います。

○中山委員 わかりました。ただ、もしそうであれば何か報告書案をつくった文書や、教育長が決定した文書があるんですよぐらいの情報提供は、多分しておかれたほうがいいかなくらいです。それだけです。

○内山会長 はい、どうぞ。

○企画政策部長 先ほど冒頭のあいさつの中でも、情報公開制度についての注意喚起をしたという話をさせていただいたんですが、その中身の一つとして不存在とする場合については、単に決定通知書の理由欄に不存在と書くだけでなく、なぜないのかという具体的な理由を決定通知書の理由欄に書いてくると、あわせて、場合によっては職員が立ち会って、こういうことではないんですよという説明をするように、ということも含めてありますので、その際、こういうケースであればそれはないんだけど、こういうものはありますよという説明をして、ではそちらで結構ですとなれば、それでいいと思いますので、そういう対応をこれからも心がけるようにはしたいと思います。

○中山委員 ありがとうございます。今、部長さんもおっしゃっていただきましたが、たしか渋谷区だったと思うんですが、渋谷区役所内にある町会関係の文章か何かで、それは区の文書ではないから不存在とするのは妥当であるが、物理的にはあるんだけど、行政文書に当たらないという理由付記がちゃんとされてなかったからという理由で、非公開決定の取消の判決が出ていたというふうなケース等々もやっぱりあって。だから、今、部長さんがおっしゃったように、不存在なら不存在なりにもともとつくってなかったのか、つくったけれども廃棄したのか、別のところにあるんだとか、そういうことを多分ご教示いただければ、開示請求者には非常に満足いかれることになるのかなと思っております。そういう次第です。ありがとうございます。

○内山会長 今のご質問との関連なんですけれども、開示請求をするときに、行政庁の文書の正確な表示の仕方を、区民ないしは提供を求める側が知っているわけではないわけですから、こういう関係のものを見たいんですけれどもというご相談があったときに、それでは、こういうように表示をしていただければこういうものが出ますというふうな、口頭の応答はあるんですよ。ご相談はないんですか、そういうことについて。

○広報課長 基本的には2階の行政情報センターで請求があるんですけれども、例えば一般的によくある、何々に関する情報一式というふうに書いてあって、それで事業課の担当のほうにその連絡が行って、一式というところまでやりとりが大体あります。こんなもので、こういうことでよろしいでしょうかという。いや、それではなくてもっとこういうものというような。そ



こでいろいろやりとりがあった上で、それで出すというのが通常でございます。

○内山会長 そうですか、わかりました。

もう一点、私のほうから。やはり今のご質問との関係なんですけれども、資料の1-1は、こういう統計数字をつくるのはそうでしょうけれども、資料1-2のほうで延々と詳細な記載がありますけれども、この文書を作成して行政目的に何か使うことがあるんですか。何のためにつくるのかということを知っているんですけれども。

○広報課長 一応この内容については、ホームページで公開します。

○内山会長 公開すると。

○広報課長 はい。こういった情報公開請求があるのかという事実を区民に知らせるものです。

○内山会長 そのこと自体も情報公開の対象として記載していくわけですね。

それからもっとささいなことなんですけれども、資料第8号。番号ですと8番のところ、刑事訴訟法の関係の捜査の事項の照会ですけれども、5,100件もあるのかなと思って、すごい数だなと思って。これはみんな書面での請求ということでしょうか。

○広報課長 そうですね。

○内山会長 そうですよ。昔は私も司法修習のころ、警察庁から電話かけて、たしか文京区にも電話をかけたと思うんですけれども、北区だとか、電話だけなんですよね、本籍照会ですとかなんだとか。今そういう制度はやっていないですね。文書でやっていて。

○広報課長 文書でやっています。

○内山会長 そのほかご質問等はございますでしょうか。

なければ、本日はただいまの定例報告をいただいたということとして、次に進みます。はい、どうぞ。

○中山委員 そうか。報告について以外ですが。

○内山会長 定例報告のことだけにしていただけますか。定例報告については、報告をいただいたということにさせていただきます。その上で、議事の(2)のその他というところで、そちらでご発言いただけますか。

○中山委員 今ちょっととめてしまいまして。前回、東京都からの死亡個票の提供を求められていた件で、私たちは出すということで、それは事業上もいいんじゃないかということだったんですが、確認といえば確認なんです、今日いただいた机上資料にある情報公開制度事務要領の、例えば27ページによると死者の個人情報というところがあって、「死者に関する情報については死者の名誉、プライバシーに関する国民一般の感情や、死者の情報の公開が遺族のプ

ライバシー侵害になり得ること等を考慮し、「個人」には死者も含むものとする。」と書かれていて。それで、あと個人情報保護制度事務要領のほうは3ページのところで、下のほうに「死者に関する情報については、個人情報に含めて取扱うこととする。死者に関する情報であっても適正に管理すべき必要性は、生存する個人に関する情報と異ならないからである。」と、こう書かれていて、文京区ではそういう扱いをされていて、私もそれはやっぱりお亡くなりになったから、という理由だけで個人情報ではないという扱いではないほうがいだろうと、遺族の問題もあるし、お亡くなりになった方にとっても知られたくない情報は知られるべきでないだろうなど、こう思うんですけれども。

それで、ちょっとこれはしようがないといえましょうがないですけれども、この前の死亡個票の件で、後で委員あてに送られてきた資料によると、提供先には死者は個人情報と扱わないという。つまり、東京都は亡くなれば個人情報として扱わない。向こうはそうだからというので、こっちからどうこう言うわけじゃないんですが、せめてそれぐらいのことはやっぱり、私たち不勉強だったのかもしれないんですけれども、教えておいていただきたかったな。

つまり、文京区側が出したら、もう向こうは扱いとしては個人情報保護にならないということ、条例上の保護にならないのであれば、もうちょっと私たち慎重に考えるべきだったのかなという思いをちょっと持ったんですけれども、それだけです。ですから、今後の文京区の個人情報の保護に当たって、お亡くなりになっているからというだけで余りぞんざいに扱わないでいただきたいなど。それだけの話です。

○広報課長 たしか、がん登録の話だったと思うんですけれども。東京都の個人情報保護条例には今、中山委員がおっしゃったとおり、生存する個に関する情報であってという。

○内山会長 それは法律の規定に沿った規定なんですよ。

○広報課長 そうですね。

○内山会長 ですから、文京区のほうが全国的な基準からすると、より慎重な立場で取り扱われているということだというふうに理解していましたけれども。

○広報課長 この前も、その中の資料にも一応そういう内容があったと思うんです。

○中山委員 事後資料だと思います。事前ではないです。ですから、今、会長もおっしゃいましたが、個人情報保護法は生存する個人を守っているし、東京都の個人情報保護条例も生存している個人を守っているが、文京区はこの事務要領を見ると、情報公開制度においても個人情報保護制度においても死者の個人情報も手厚く守っていて、私は多分、流れとしてはそちらのほうがいいのかと思っています。ですから、例えば、死者の個人情報の提供を何らかの形で求

められたときに、やっぱり我々はより慎重にならなければいけないのかなということを、私たちに注意喚起をしていただければと思ったのが一つです。

あと、これは単に今、個人の識別の情報だけでなく、いろんな情報から名寄せすると特定の個人がわかってしまうようなこととかがあって、例えば、佐賀県の武雄市だったかで図書館を民間委託する際に、どこまで民間委託先に提供できるかというようなことで、ちょっと議論が起きていたりするというのも報道とかで聞きますけれども、純粹に今、我々は個人識別情報と言われているもの以外にも、何か外に出すときにどこまで出していいか。例えば名寄せされたらわかってしまうような情報とかも出していいかとか、そのようなこととかも多分慎重になったほうがいいのかなと思ったという、それだけです。

その辺について部長さん、課長さんの何かコメントをいただければと思っただけです。

○広報課長 すみません。個人情報の取り扱いで、情報公開、私どもの条例で条例第7条第2号で、いわゆる特定の個人を識別することができるもののほか、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、ということで、直接住所氏名等、直接的な個人を識別できる情報以外でも、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるというものについては、この規定で非公開とすることができますので、そういったことも含めて適切に対応しています。

○中山委員 個人情報保護のほうについても、先ほどの佐賀県の図書館の例なんかでは、本の貸し出し情報とか、そういうふうなものとかを民間事業者が、指定管理者かと思うんですけども、再使用することを認めるべきか認めないべきかとか、そんなことだったんだと思うんですけども、多分プライバシー情報といいますか、非常にデリケートな情報に関しては、いろんなところで扱われることが増えると思うんですけども、今後ますますいろんなことで起きてくる。先ほども指定管理者の話が出てきましたけれども、いろんなことで起きてくると思いますので、余りがんじがらめでもよくないかもしれませんが、慎重にご検討いただきたいという。それぐらいの話です。個人情報保護のほうでお願いをしました。

○内山会長 ただいまのご発言の死者の個人情報の取り扱いについては、これも運用で文京区はやっているんですね。個人情報も行政情報も含めてですけども、法律のほうでは、法律に沿った条例を制定するということが努力義務として地方公共団体に求められている。その限りでは文言は法律に沿った文言で条例はできている。しかし、運用では文京区は他の自治体とは異なった運用で、異なった意味解釈をされている。ということについて認識された上で、文京区でどうするのかということをお考えいただいたほうがいいのかもしれないけどね。

条例をそのまま読むと、法律に照らしてこの条例の文言も読み出すと、死者は含まないというふうなことから判断をすることになるかどうかということが今後の問題となるかと思いません。

○中山委員 会長に今ので教えていただきたいんですけども、例えば、条例、もしくは条例によって区長に委任されている規則の中で、個人には死者を含むとか規定をすることは、法律を逸脱することになってしまう。

○内山会長 いや、ならないと思います。

○中山委員 ならないんですか。

○内山会長 ただ、法律と同じ文言を使っていますと、法律と同じように解釈するということになるかもしれませんがということを言っているのと、それから、もう一つは個人情報の中で公務員の職務上の行動については、個人情報保護の対象にならないとされているということで、判例上は明確になっていますけれども、条例の中には、そんなことを書いてある条例はほとんどないだと思いますけれども、裁判所が個人情報として保護の対象とならないということとして判断をしている。それは全国一律に、どんな条例でもそのように判断しているというふうにも見受けられるということですので、条例にどう書いてあろうと、裁判所はどういうふうに判断するのかということも、場合によっては出てくるということもお考えの上、情報公開の事務について進めていただきたいということです。

○中山委員 そうすると、本当のことを言えば、明確にするのは条例ないしは規則にその辺が明確に書かれているほうが死者の個人を守ることができる。

○内山会長 それはそうだと思います。それと、条例でどんなに明確に書かれたところで、多分だめだというものも出てくるかもしれませんね。

○中山委員 そうですか。

○内山会長 いや、それは架空の話ですので、架空のこととしてお聞きいただきたいと思いません。

その上で、その他ということですが、ほかにご発言ないしは事務局で用意されていることはございますか。

○広報課長 事務局のほうは特にありません。

○内山会長 ないですか。はい、わかりました。

それでは、議事についてはこれで終了したということにさせていただきます。

#### 4 閉会

○内山会長 本日はこれで閉会をさせていただきます。ご苦労さまでございました。